《ヤマダLABIカード会員特約》(お客様用)

第1条(ヤマダLABIカードとは)

ヤマダLABIカード(以下「本カード」と称します。)は、株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します。)が提携して発行するカードであり、セゾンが提供するクレジットカードサービス、並びにヤマダフィナンシャルが提供する特典及び諸サービスが受けられるカードをいいます。

第2条(会員資格)

- 1.申込者は、セゾンが提供するクレジットカードサービス等についてはUCカード会員規約、ヤマダフィナンシャルが提供する特典及び諸サービスについては、ヤマダフィナンシャル並びにセゾン(以下一括して「両社」と称します。)が定める本特約及びヤマダフィナンシャルが定めるヤマダポイントカード会員口座ご利用規定(以下「ポイント規定」と称します。)の内容を承認の上、両社が定める共通の入会申込書等所定の方法にて、両社に入会を申し込むものとします。
- 2. 両社が会員として入会を認めた者を本人会員とします。本人会員はUCカード会員規約に定める会員資格(以下「セゾンの会員資格」と称します。)と本特約に基づく資格(以下「ヤマダLABIカード会員資格」と称します。)を有するものとします。
- 3. 本人会員が、カード利用についてUCカード会員規約及び本特約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方を家族会員とします。
- 4.セゾンは、本人会員、家族会員(以下両者を「会員」と称します。)に対し、本カードを貸与するものとします。

第3条(カードの年会費)

本カード(一般)については、UCカード会員規約第3条第1項が適用されません。

第4条(口座維持手数料)

1.本人会員は、カード入会の次年度以降、年毎に所定のヤマダポイントの口座維持手数料を支払うものとします。但し、会員が前年度に本カードのご利用がある場合には、本人会員は該当する年の口座維持手数料の支払いを免除されるものとします。なお、年度とはカード入会をした日の属する月の1日から1年間を指します。

2.前項の規定は2010年5月1日以降に本カード(一般)に申し込み、会員となられた方に適用されます。

第5条(特典及びサービスの利用)

- 1. 会員は、セゾンが提供する特典及びサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2. 会員は、ヤマダフィナンシャルが提供する特典及びサービスを受ける場合、ヤマダフィナンシャル所定の方法でその提供を受けるものとします。
- (1)ポイントサービス 会員が本カードにより「ポイント規定」で定める使用可能店舗で信用販売を受ける商品・役務等の購入金額については、ヤマダフィナンシャル所定の率でヤマダポイントを付与します。なお、家族会員のカード利用によるヤマダポイントは家族会員に付与されます。
- (2)ポイントの付与日 「ポイント規定」で定める使用可能店舗でのお買い物 に対するポイントはお支払の都度付与いたします。

第6条(会員資格の喪失)

- 1.ヤマダフィナンシャルは、会員がヤマダLABIカード会員資格を有するものとして 不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずにヤマダLABIカード会員 資格を喪失させることができるものとします。
- 2. 会員が本条第1項によりヤマダLABIカード会員資格を喪失した場合、セゾンは 当該会員のセゾン会員資格を取り消すことができるものとします。
- 3. 会員は、セゾンの会員資格を取り消された場合は、ヤマダLABIカード会員資格を喪失するものとします。
- 4. 本条第2項または第3項により、セゾンが本カードの返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードをセゾンに返還するものとします。

第7条(債権譲渡)

申込者は、セゾンが本人会員に対するカード債権を必要に応じて金融機関または その他の会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び受けることを予め承諾する ものとします。

第8条(本特約の改定等)

- 1. 本特約が改定され、その変更内容を本人会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
- 2. 本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

2017年11月現在

《個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 ヤマダLABIカード特約》第1条 (適用)

株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します。)が株式会社ヤマダフィナンシャル(以下「ヤマダフィナンシャル」と称します。)と提携して発行するヤマダLABIカード(以下「本カード」という)の会員(以下「会員」という)については、UCカード会員規約「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の提供·利用)

会員は、セゾンが保護措置を講じた上で以下の個人情報をヤマダフィナンシャルへ提供し、ヤマダフィナンシャルが以下の目的で利用することに同意します。

「利用目的」

- a. 本カードの機能・サービス及びヤマダフィナンシャルが提携する企業の 事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売 促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理
- b. 本カードの機能・サービス及びヤマダフィナンシャルが提携する企業の 事業に関する、市場調査、商品開発

「提供する個人情報]

- a. 本カード申込書に会員が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、学校名、家族構成、住居状況、Eメールアドレス及び、UCカード会員規約第14条により届出た情報
- b. ヤマダフィナンシャルが提携する企業の店舗・施設等における購入日・代金等の会員の購入に関する情報

第3条(個人情報の提供期間)

セゾンがヤマダフィナンシャルに個人情報を提供する期間は、原則として契約期間中及び契約終了後5年間とします。なお、ヤマダフィナンシャルにおける個人情報の利用期間については、ヤマダフィナンシャルの後記問い合わせ・相談窓口までお問い合わせください。

第4条(共同利用)

ヤマダフィナンシャルは、株式会社ヤマダ電機(以下「ヤマダ」という)及びヤマダの連結子会社(以下「共同利用会社」という)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお、共同利用会社の具体的な名称・事業内容については、ヤマダのホームページに常時掲載しております。 個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、後記のヤマダフィナンシャル問い合わせ・相談窓口までお願い致します。

「利用目的

- a. 本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関するサービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売促進、関連するアフターサービス等販売サービス業務処理
- b. 本カードの機能・サービス及び共同利用会社の事業に関する市場調査、 商品開発

「共同利用する個人情報の項目」

- a. 第2条によりヤマダフィナンシャルがセゾンから提供を受けた個人情報
- b. セゾンから提供を受けた個人情報以外で会員がヤマダフィナンシャルに 届出た事項
- c. ヤマダ及びヤマダの子会社の店舗・施設等における購入日・代金・商品名等の会員の購入に関する情報

[株式会社ヤマダ電機のホームページアドレス]

http://www.yamada-denki.jp/

【問い合わせ·相談窓口】

株式会社ヤマダフィナンシャル 群馬県高崎市栄町1-1 12階 TEL 027-345-8850

第5条(特約の変更)

本特約は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。